

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月22日

【会社名】 新都ホールディングス株式会社
(旧会社名 株式会社クリムゾン)

【英訳名】 SHINTO Holdings, Inc.
(旧英訳名 CRYMSON Co., Ltd.)
(注) 平成29年4月25日開催の第33期定時株主総会の決議により、平成29年10月1日をもって当社商号を「株式会社クリムゾン(英訳名 CRYMSON Co., Ltd.)」から「新都ホールディングス株式会社(英訳名 SHINTO Holdings, Inc.)」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鄧 明輝

【本店の所在の場所】 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号チョーギンビル8階
(注)平成30年7月1日から本店は下記に移転する予定であります。
本店の所在の場所 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

【電話番号】 03-6659-5141
(注)本店移転に伴ない、下記のとおり電話番号を変更する予定であります。
電話番号 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号チョーギンビル8階
(注)本店移転に伴ない、下記のとおり最寄の連絡場所を変更する予定であります。
本店の所在の場所 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

【電話番号】 03-6659-5141
(注)本店移転に伴ない、下記のとおり電話番号を変更する予定であります。
電話番号 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】	(株式)	
	その他の者に対する割当	449,854,000円
	(新株予約権証券)	
	その他の者に対する割当	10,290,060円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
		1,049,794,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。	

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,227,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」と言います。)の発行については、平成30年6月22日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,227,000株	449,854,000円	224,927,000円
一般募集			
計(総発行株式)	2,227,000株	449,854,000円	224,927,000円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、224,927,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
202	101	100株	平成30年7月9日		平成30年7月10日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日までに下記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われないこととなります。
5. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
新都ホールディングス株式会社	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号 チョーギンビル8階 (注) 平成30年7月1日から申込取扱場所である本店は、下記に移転する予定であります。 本店所在の場所 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ銀行 押上支店	東京都墨田区業平三丁目14番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	51,970個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	10,290,060円
発行価格	新株予約権1個につき198円(新株予約権の目的である株式1株につき1.98円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月9日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	新都ホールディングス株式会社 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号 チョーギンビル8階 (注) 平成30年7月1日から申込取扱場所である本店は、下記に移転する予定 であります。 本店所在の場所 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号
払込期日	平成30年7月10日
割当日	平成30年7月10日
払込取扱場所	三菱UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目14番5号

(注) 1. 第3回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年6月22日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなかったことといたします。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定の無い当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,197,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金202円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金104,979,400円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額となる。</p>

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年7月11日から平成33年7月10日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 新都ホールディングス株式会社 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号 チョーギンビル8階 (注)平成30年7月1日から新株予約権の行使請求の受付場所である本店は、下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目14番5号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。</p> <p>2. 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>4. 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式を乗じて得られる価額とする。</p> <p>7. その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>8. 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>9. その他 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があった場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,509,938,060	16,000,000	1,493,938,060

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株の払込金額449,854,000円、本新株予約権の払込金額の総10,290,060円及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額1,049,794,000円の合計額1,060,084,060円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、紹介手数料、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用、登録免許税を含む登記関連費用、反社会的勢力に関する調査費用、その他事務費用等であります。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 資金調達の目的

(a) 当社のこれまでの状況

当社グループは、当社と完全子会社である上海鋭有商貿有限公司により構成されております。当社グループの主な事業は、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。

「貿易事業」につきましては、当第1四半期より新たな事業として追加しております。

「アパレル事業」につきましては、カジュアルウェアの企画、生産委託を行う、卸売を中心とした商品販売事業、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾を受け、自社の商品やカジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業、インナーウェアの輸入販売を行っております。また、海外子会社である上海鋭有商貿有限公司では、中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売事業を行っております。

基幹事業である卸売り事業につきましては、既存ブランドについての現在のポジショニングの分析を行い、細分化することで、ブランドポートフォリオの見直しを行い、各得意先に合わせたブランドを選択し企画提案をしております。そして、ライセンス事業とのシナジー効果を高めるため、サブライセンシー(注)各社と協力し、当社ブランドの魅力を消費者に再認知してもらうための広告宣伝活動も併せて行っております。さらに、前連結会計年度において開始したインナーウェアの輸入販売事業は百貨店等の催事売場や大型ショッピングセンターへの出店を通じて、ブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施して参りました。中国子会社を中心に実施している中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャラクターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進して参りましたが、当社が属しておりますアパレル・カジュアルウェア業界におきましては、大手得意先のPB化傾向の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下など、総じて厳しい経営環境で推移しており、また、中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても同業他社との価格競争、初期事業年度ならではの経費計上等をあわせ、その結果、営業損失の計上を余儀なくされました。

この結果、当第1四半期においてアパレル事業につきましては、売上高は53,283千円、セグメント損失は40,383千円となりました。

(注) サブライセンシー・・・ライセンシーである当社からブランドのライセンスを受けている会社

「不動産関連サービス事業」につきましては、主に中華圏及び在日中国人に向けた国内における不動産物件の売買、仲介業務等を行うことを目的としております。現在は比較的に利幅が取れる売買業務のみを行っておりますが、今後は仲介業務、リノベーションなどの不動産の価値を向上させてから転売する業務も行っていくことを検討しております。

平成30年1月には、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を活発に行った結果、初の不動産売買の案件が成立し、昨年度、不動産関連サービス事業に关しましては、売上高は345,520千円、セグメント営業利益は238,020千円となりました。こちらは、昨年度決算の債務超過の解消、営業キャッシュ・フローの改善に大きく貢献いたしました。

しかしながら、当第1四半期には案件の成立がなく、この結果、不動産関連サービス事業は、売上高はなく、セグメント損失は2,121千円となりました。

「貿易事業」につきましては、上記のような既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の特性による売上の変動性といった状況を鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱の構築を目的に、当第1四半期から日用雑貨品及びその他製品について中国企業との輸出入取引を開始しております。なお、当第1四半期においては、貿易事業につきましては、売上高は35,369千円、セグメント利益は803千円となっております。

貿易事業について、現在予定されている貿易事業の対象業務は主に2つの業務となります。1つは、日用雑貨品等の輸出業務となっており、2つ目は、ポリエチレンテレフタレート(注1)、繊維・フィルムの輸入業務となっております。

日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきており、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しては、日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。

このことから当社は当社代表取締役の鄧明輝の東アジア(中国に香港、マカオを含む。)における幅広い人脉及びネットワークを活かしながら、中華圏に向けた「メイド・イン・ジャパン」の日用雑貨品等の中国国内のGMS(注2)や百貨店に対する卸売りを計画しております。

ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましては、当社代表取締役鄧明輝氏の知人で、ポリエチレンテレフタレート等を量産している中国のメーカーの代表者から当該商品の仕入先としての推薦を受けたため、当社内で検討した結果、安定した供給先と卸売先を確保できれば安定した収益を期待できることから当該事業への参入を決定することに至ったものであり、卸売先については日本の商社等を始め国内企業を対象に積極的に営業活動を行っていくことを計画しております。

(注1) ポリエチレンテレフタレート(PET)・・・ポリエステルの一種であり日常で最も多く使用されているプラスチック素材

(注2) GMS(General merchandise store)・・・日常生活に必要な物を総合的に扱う大衆向けの大規模な小売業態

以上の結果、当第1四半期において売上高は88,653千円、営業損失は89,265千円、親会社株主に帰属する四半期純損失93,301千円となっております。当第1四半期末における純資産は、前連結会計年度末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となりました。

(b) 資金調達の必要性

当社グループは、以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが第34期においてプラスに転じ、前期末において債務超過状態を解消しております。しかしながら、第23期から12期継続して営業損失を計上しており、第34期においても営業損失29,906千円、当第1四半期においても、営業損失89,265千円を計上しております。これらの状況によりいまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

また、当第1四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失が93,301千円となったため、当第1四半期末における純資産は、前連結会計年度末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となりました。今後もこの状況が続く債務超過の状態になりますと株式会社東京証券取引所における上場廃止にかかる猶予期間入り銘柄に再び入る可能性があります。

このような状況を解消するために当社グループは、(1)アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益率構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓を進めております。

これらの中には資金の需要を伴わない施策もありますが、資金がないと施策の推進が望めないものもあります。

(1) アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益率構造改革の推進

アパレル事業のうち、卸売事業、ライセンス事業につきましては、企画提案方法の見直し、コスト削減などの方法による改善を検討しており、インナーウェア事業につきましては、前回の資金調達で得た資金を商品ラインナップの充実に充当し、店舗の出店などを通じて卸売り事業の安定的な拡大と利益率構造改革の推進に努めてまいります。しかしながら、国内の市場、BtoCの市場では総じて厳しい経営環境が続いていることから、経営戦略として販売先を市場規模が大きい中国国内の企業に集中させて、かつまとまったロットでの受注が期待できるユニフォーム事業について特に事業の拡大を図っていきたくて考えております。現在中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャラクターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進しております。自社ブランドの確立は価格面において競業他社との差別化を図ることができるものの、服飾系専門知識を有する新たな人材の採用、人材育成に係る費用、受注が確定した際の仕入れにかかる資金、設備投資等を視野に入れた体制の整備に係る費用が必要となります。

(2) 不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化

不動産関連サービス事業では、中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。具体的には、今後インバウンド需要が期待できるホテルや、在日中国人等の利用の拡大が見込まれるワンルームマンション等を中心に物件を探しております。ビジネスモデルとしては、不動産仲介事業もありますが、当社で一度仕入れた物件を不動産購入希望者に売却する事によって売買収益を得る、不動産売買事業が中心となります。当第1四半期におきましては、第34期に不動産の売買により獲得した利益はアパレル事業の運転資金に充填したことから、比較的収益を確保できる売買業務に精力的に取り組みなながらも実績につながりませんでした。そして、現状は東京オリンピックと訪日外国人の増加によりホテル案件の需要が高く、当社は複数の案件を抱えてはいるものの具体的な物件の購入となるとまとまった資金が必要となります。また、当社としては今後不動産関連サービス事業強化の一環として、単純な不動産売買業務のみではなく、購入した不動産にリノベーションなど付加価値を施してから売却する業務にも積極的に取り組みたいと考えております。

(3) 新規事業の開拓

当社グループは既存事業に加えて、安定的な収益の柱の構築を目的に積極的に新規事業の開拓を進めるなかで、日用雑貨品等の輸出業務を当第1四半期より開始しており、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務の開始に向けた準備を進めております。これらの事業は7月30日に本格的に稼働する予定であります。そのため、各事業における仕入れ資金が必要となります。

当社グループとして、早急に債務超過の状況になる恐れを解消し、上記施策を実行していくことにより収益が改善することは、企業価値の向上につながるため、これらの施策の実現は今後の当社グループの将来の収益の向上を考える上で重要な事柄となりますが、これらの施策を行うための十分な資金は手許になく当社の早急な対応が迫られております。したがって、今回本施策の取組みを実行する資金を獲得するため、本資金調達を行うことを決定いたしました。

(c) 第三者割当による資金調達を選択する理由

当社グループは、平成30年1月期の連結会計年度において、売上高632百万円を計上した一方で、営業損失29百万円、経常損失26百万円を計上しております。前期末において債務超過状態を解消したものの、当第1四半期においても、営業損失89,265千円、経常損失92,433千円を計上しております。

上記「(a) 当社のこれまでの状況」で記載したとおり、既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の特性による売上の変動性に加えて、貿易事業も計画段階にある当社の現状に鑑みると、原価低減、経費削減等の施策に今後積極的に取り組んだとしても早期に業績の大幅な改善を図ることは難しいと判断しております。このため、業績改善に向け「a. 募集の目的 (b) 資金調達の必要性」に記載しておりますように、アパレル事業の利益率構造改革の推進、不動産関連サービスの強化及び新規事業の開拓が必要と考えておりますが、日々の営業キャッシュ・フローから、本件用途のための資金を確保することは非常に難しい状況にあります。この資金を確保するため、各種資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

具体的には、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権の発行、金融機関からの借入、第三者割当による新株予約権付社債の発行、公募増資、コミットメント型のライツ・オファリング、ノンコミットメント型のライツ・オファリング、株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当といった各資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

公募増資及びコミットメント型ライツ・オファリングでは、第三者割当の方法に比べ、コストが割高であり、また当社が直近の3期連続で連結純損失を計上していることから、引受先を選定することが困難であることが考えられます。さらに、公募増資においては株式の希薄化が比較的大きくなると考えられます。これらのことから、当社が必要な資金を調達できるか不透明であり、投資を行う機会を逸失するリスクを防ぐことができず、今回の資金調達方法として不相当であると判断しました。

ノンコミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、株式希薄化に対する影響は比較的少ないですが、払込みを行うか否かの判断が新株予約権の権利保有者によるため、当社が必要とする資金を調達できるかが不確定であります。また、直近2年間において経常損失を計上していることから東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき実施できない状況にあります。

株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権の権利保有者の判断となり、当社の必要とする資金調達を行う事ができるかが不確定であるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

金融機関からの借入については、当社は第33期（平成29年1月期）に債務超過となり、第34期（平成30年1月期）には増資によって債務超過を免れたものの、12期連続で営業損失を計上し、第34期には営業損失29,906千円、当第1四半期にも営業損失89,265千円を計上し、依然として苦境が続いているのが現状であり、金融機関から相当な規模の融資を受けることが困難であること、連結純損失を計上している当社の財務状況からは、負債を増加させ、重い金利を負担することは当社の財務状況をさらに悪化させるものであることから、当社が行う資金調達の方法として適していないと判断しました。

第三者割当増資による新株式の発行の場合、当社が調達を要する資金に対応する株式が、効力発生日に一度に発行されるため、著しい株式の希薄化が生じ、既存株主の皆様の利益へ影響が生じる可能性はありますが、割当先となってくれる者が存在した場合早急に資金調達ができるという利点があります。

第三者割当による新株予約権の発行の場合、一度に著しい株式の希薄化は生じないものの、割当先が新株予約権を行使しない限り資金が調達できないといった点が問題となります。

このような状況において、上記「(a) 当社のこれまでの状況」及び「(b) 資金調達の必要性」に記載している状況である当社としては、必要となる資金を早急に調達できる最善の方法を検討した結果、第三者割当増資による新株式の発行が最善と判断し、その引受先を探しておりました。

しかしながら、当社の「(a) 当社のこれまでの状況」に記載しましたように、全連結会計年度の決算も損失を計上している中、「(b) 資金調達の必要性」に記載している事業計画のすべてを実行できるだけの資金を引き受けてくれる引受先は現れませんでした。

「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」において記載するとおり、そのような中、本第三者割当増資の割当予定先であるSAMURAI&J PARTNERS株式会社（以下「SAMURAI社」という。）及びリーディング証券株式会社（以下「リーディング社」という。）から、本第三者割当増資について検討していただける旨の回答をいただきました。当社としては、必要となる資金全てを新株式の発行で対応したく提案を行いましたが、SAMURAI社及びリーディング社からは、新株予約権での対応を希望されました。しかしながら、調整を重ねていく中でSAMURAI社より、一部であれば新株式で引受けるとの回答をいただきましたので、まずは案件として確度が高い不動産取得資金に係る部分を新株式の発行により資金調達することとしました。また、SAMURAI社及びリーディング社以外で新株予約権で引き受けていただけるところを探しましたが、他に候補が無かったことから、残りの資金調達については、SAMURAI社及びリーディング社へ新株予約権を発行することで資金調達を行う事が適当であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資における割当予定先でありますSAMURAI社及びリーディング社は、本第三者割当増資によって割り当てられる当社株式及び新株予約権の行使によって取得する当社株式を、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性があるとの意向を示しております。また、当社はSAMURAI社及びリーディング社から、当社の経営には関与しない旨の意向を確認しております。このことから当社としては、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上より、既存株主に対する希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資により資金調達を行うことが合理的であると判断し、本株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

b. 資金使途

上記「(1)新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額の合計金額1,493,938,060円については、各事業における運転資金として、充当する予定であります。特に、本新株発行により調達し、諸費用を差し引いた444百万円は、上記「a. 資金調達の目的 (b). 資金調達の必要性」にも記載しております、不動産事業における物件購入資金として使用します。

また、新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達し、諸費用を差し引いた1,057百万円は、各事業における運転資金として使用します。

具体的な使途及び支出予定予想時期につきましては、以下のとおりであります。

(a). 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
不動産関連サービス事業における物件購入資金	444	平成30年7月～平成30年9月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

(b). 本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
アパレル事業(ユニフォーム事業)における子会社の運転資金	50	平成30年7月～平成31年1月
不動産関連サービス事業における物件購入資金	857	平成30年9月～平成33年7月
貿易事業(輸出)に係る運転資金	10	平成30年7月～平成33年7月
貿易事業(輸入)に係る運転資金	40	平成30年7月～平成33年7月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

2. 案件の状況により支出予定時期の変更となる可能性があります。

3. 調達する資金の内、本新株予約権の行使による調達額(1,049百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない場合があります。資金調達できない場合は、運転資金の享有範囲内で事業活動を行い、規模縮小等により対応する予定であります。

不動産関連サービス事業における物件購入資金

現在、不動産関連サービス事業につきましては案件を複数抱えており、その中でも話が具体的になっている2件の物件の購入について今回の新株式発行により調達する資金を充当したいと考えております。

具体的には、第2四半期にすでに商談申し込み証拠金(注)の支払いを終えている数千万円規模の地方ホテルの案件、第3四半期に商談を申し込む予定の数億円規模の外国人留学生向け簡易宿泊施設の案件があり、調達資金をこれらの2物件の購入資金に充当したいと考えております。

第3四半期に商談を申し込む予定の外国人留学生向け簡易宿泊施設の購入資金については、本調達資金で充当する予定としておりますが、商談状況次第では地方ホテルの売買案件で得た資金や自己資金を追加で充当することも検討します。ただし、これらの資金を確保できない場合には購入を断念することもあります。

当社は物件を購入する際には、購入希望者の購入ニーズを再三確認をし、購入ニーズが低下した場合においては、当社の現状を総合的に鑑みたと、物件の仕入れを断念することもあります。

(注)商談申し込み証拠金については商談が破たんになった際に返金されます。

アパレル事業における子会社の運転資金

当社の既存事業であるアパレル事業につきましては、大手得意先のPB化傾向の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下など、総じて厳しい経営環境で推移しております。

しかしながら、ユニフォーム事業につきましては、経営戦略として販売先を市場規模が大きい中国国内の企業に集中させ、まとまったロットでの受注が期待できます。このことから、今後当社のアパレル事業の収益の柱として大きな成長が可能であると考えておりますので、今回の新株予約権の行使により調達した資金につきましては、中国子会社のユニフォーム事業の運転資金に充当していきたいと考えております。

具体的には新たな人材の採用、人材育成に係る費用を10百万円、受注が確定した際の仕入れにかかる資金30百万円、設備投資等を視野に入れた体制の整備に係る費用10百万円としてそのときの状況に応じて充当していきたいと考えております。

不動産関連サービス事業における物件購入資金

上記 以外にも、現在、案件を複数抱えているため、今後の新株予約権の行使により取得した資金につきましては、まず、商談を開始したばかりではありますが、第3四半期中に購入を予定している首都圏ワンルームマンション等の物件購入資金に使用し、その後は新株予約権の行使の状況により、引き続きその時に必要な物件の購入資金としていきたいと考えております。具体的には、3件の商談を進めており、8~9億円の資金が必要になると考えております。

一方、当社としては今後不動産関連サービス事業強化の一環として、売買業務のみではなく、リノベーションなど付加価値を施してからの中古売買業務にも積極的に取り組みたいところがあることから、更なる資金の確保が必要となります。今後、リノベーション事業については当該新株予約権が順調に行使され、及び の案件から十分なキャッシュフローを得ることができれば、前述のとおり当該事業への参入など、事業拡大を随時検討していく予定です。

貿易事業(輸出)における運転資金

当社グループが7月に新規に開始する事業のうち、日用雑貨品等の輸出業務は当第1四半期より一部先行して取引が発生しておりますが、継続して体制整備を行っており、7月30日に正式に事業を開始することを予定しております。今回の新株予約権の行使により取得した資金につきましては、顧客ニーズに基づき当社が仕入を行い、仕入代金の一部は売上先からの前金を受け入れて充当する形式を検討しておりますが、必ずしも卸先企業全部から前金を頂けるような事象でないことからその仕入れ資金に充当したいと考えております。

貿易事業(輸入)における運転資金

当社グループが7月に新規に開始する事業のうち、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましては、7月30日に正式に事業を開始することを予定しております。今回の新株予約権の行使により取得した資金につきましては、顧客からのニーズを受け当社が中国のメーカーに発注する際には仕入代金を前渡しして支払う必要があるため、ポリエチレンテレフタレートの仕入れ資金に充当したいと考えております。

<当該新株予約権にかかる資金の優先順位について>

本新株予約権の発行により調達した資金につきましては、資金調達の使途が、当社グループの各事業における事業計画の達成及び企業価値向上のためにどれも必要なものであり、優先度はどの事業においても同じように高いものとなることから、新株予約権が行使される都度、各事業環境及び市場動向等勘案し、上述しました各事業の中から、その時点で当社の業績改善に最も効果があると考えられる事業に適宜充当いたします。

また、株価低迷により新株予約権の権利行使が進まない場合は、運転資金の享有範囲内で事業活動を行い、規模縮小等により対応いたします。

その場合には、不動産関連サービス事業で計画しておりますリノベーションなどの物件の価値を上げてからの売買といった高付加価値業務の開始が遅れることとなります。

なお、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、事業の縮小、新規事業開始の遅延など、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<提案権について>

1. 当社は、本新株予約権の割当日から1年6か月の年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、SAMURAI社が保有する、本契約による新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。
 - (1) 当社は、SAMURAI社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
 - (2) SAMURAI社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容と同等以上の条件・内容で、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「本提案書」という。)を当社に交付することにより、本追加新株式等の引受けを提案することができる。
 - (3) 当社は、本提案書の条件・内容が、本通知書の条件・内容を上回るものと合理的に判断される場合には、SAMURAI社との間で、本提案書の条件・内容での本追加新株式発行等について協議しなければならない。当社は、本項(2)に従いSAMURAI社から本提案書を受領しなかった場合、または本提案書の条件・内容が、本通知書の条件・内容と同等または下回るものと合理的に判断される場合には、SAMURAI社と協議することなく、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書の引受予定先に対する本追加新株式発行等を決議することができる。
 - (4) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。
2. 前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。
 - (1) ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。
 - (2) 上記の他、当社とSAMURAI社とが、別途本条の適用除外する旨を書面により合意したとき。
3. 当社が1項に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにSAMURAI社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。
4. 本条に基づくSAMURAI社の権利は、本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降、20取引日連続して、東京証券取引所における当社普通株式の終値が本新株予約権における行使価額の110%を超えた場合は、消滅するものとする。

本記載事項は当社とSAMURAI社との間で平成30年7月9日に締結予定の総数引受契約書の規定であります。リーディン者との間でも、同日締結予定の新株予約権総数引受契約書において、同様の趣旨の提案権の規定を定める予定であります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

SAMURAI社

名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度第22期(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日) 平成30年4月26日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第23期(自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日) 平成30年6月15日 関東財務局長に提出

リーディング社

名称	リーディング証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目8番8号 アクロス新川ビル5階
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度第69期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第70期中(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月27日 関東財務局長に提出

b . 提出者と割当予定先との関係

SAMURAI社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

リーディング社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

SAMURAI社

当社代表取締役鄧明輝とSAMURAI社の子会社であるSAMURAI証券株式会社（以下「SAMURAI証券」という。）の元取締役である中出了真氏（以下「中出氏」という。）は知人であり、以前より鄧明輝が中出氏から投資案件の紹介を受ける等の情報交換を行っておりました。

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達のための目的 (c)第三者割当による資金調達を選択する事由」に記載のとおり、当社は、資金の調達方法及びその割当先について検討を行っておりました。

そのような中、今年に入り、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解頂ける割当予定先を検討している旨の相談を鄧明輝から中出氏にしたところ、平成30年1月に、中出氏がSAMURAI証券代表取締役の澤田聖陽氏（以下「澤田氏」という。）と鄧明輝を引き合わせ、鄧明輝から澤田氏に新株式の発行及び新株予約権の発行による資金調達を計画している旨を話しました。

当社は、事業計画に必要な資金を調達するに当たって、すべて新株式を第三者に割当てる方法が最善と判断しており、その旨でSAMURAI社に依頼しましたが、SAMURAI社からの提案内容は、新株予約権での対応を希望したものでした。その後、調整を重ねていく中でSAMURAI社より、一部であれば新株式で引受けるとの回答を頂きましたので、まずは案件として確度が高い不動産取得資金に係る部分を新株式の発行により資金調達することとしました。また、SAMURAI社及び下記のリーディング社以外で新株式または新株予約権を引受けただけのところを探しましたが、他に候補が無かったことから、残りの資金調達については、SAMURAI社及びリーディング社へ新株予約権を発行することで資金調達を行うよう判断いたしました。

SAMURAI社は、純投資を目的とした出資のご提案であり、経営には関与しないとの承諾を頂けた事もありましたので、SAMURAI社に今回の新株式の引き受け及び新株予約権の引き受けを行っていただく事と致しました。

リーディング社

当社代表取締役鄧明輝とリーディング社取締役時時慧氏（以下「時氏」という。）は知人であり、中国におけるビジネス等について以前より情報交換を行っておりました。

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達の目的 (c)第三者割当による資金調達を選択する事由」に記載のとおり、当社は、新株式の発行及び新株予約権の発行などの方法による資金調達を検討し、引受先を探していました。

鄧明輝が時氏に今年に入り、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただける割当予定先を検討している旨の相談をしたところ、時氏より、リーディング者の投資本部長を紹介されました。そして、鄧明輝から同人らに新株式の発行及び新株予約権の発行による資金調達を計画している旨を話したところ、平成30年2月にリーディング社として、新株予約権発行による増資の引き受けであれば受けられるとの提案がありました。

その後当社及びリーディング社との間で数回のミーティングの機会が設けられ条件等の擦り合わせを行いました。

その結果、リーディング社より当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただき、純投資を目的とした出資のご提案であり、経営には関与しないとの承諾を頂けた事もあり、リーディング社に今回の新株予約権の引き受けを行っていただく事と致しました。

株券貸借に関する契約

当社の本第三者割当増資に際し、事前に当社代表取締役社長鄧明輝が董事を務めます大都(香港)實業有限公司と、割当予定先であるSAMURAI社との間で、株式消費貸借契約を締結しております。その株式消費貸借契約により、大都(香港)實業有限公司は当社の株式454,500株をSAMURAI社に貸し付けており、同社によれば、平成30年6月19日から平成30年7月20日までの間に、法令又は東京証券取引所の定めるルールの範囲内で、貸借した株式の全部又は一部を市場で売却することを予定しているとのことです。

貸借した株式454,500株については、本第三者割当増資にて割り当てた株式及び市場で買い戻した株式にて弁済期日であります平成30年7月20日に返却される予定です。

d. 割り当てようとする株式及び新株予約権の数

名称	株式数及び新株予約権数
----	-------------

SAMURAI&J PARTNERS株式会社	普通株式 2,227,000株 新株予約権 32,170個(本新株予約権の目的となる普通株式 3,217,000株)
リーディング証券株式会社	新株予約権 19,800個(本新株予約権の目的となる普通株式 1,980,000株)

e．株券等の保有方針

SAMURAI社

当社は、割当予定先でありますSAMURAI社より、当社普通株式の保有方針について、当社の経営に対し重要な影響を与える意図は無く、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性がある旨の説明を受けております。当社は、SAMURAI社より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、本第三者割当増資の引受けにつきましても、その目的が純投資であり、本新株予約権を行使し当社株式を取得したら、法律上可能な範囲で相応の短期間の間に市場で売却を行い、当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を受けております。

リーディング社

当社は、割当予定先でありますリーディング社より、本第三者割当増資を引受けるのは純投資目的であるため、当社の経営に対し重要な影響を与える意図は無く、当社の株式動向に応じて適宜売却する可能性があり、本新株予約権を行使し当社株式を取得したら、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却を行い、当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を受けております。

g．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるSAMURAI社から、平成30年6月19日時点における銀行口座の残高証明書及び同社が平成30年5月10日に開示しているNLHD株式会社との上限10億円のコミットメントライン契約の基本約定書の提出を受け、これらを確認しております。これにより、SAMURAI社の本第三者割当増資に係る資金は十分であると判断しております。

また、リーディング社の資産状況についても、平成30年6月18日時点における銀行口座の残高証明書を確認し、第三者割当増資に係る資金が全額自己資金であることを確認しております。これにより、リーディング社の本第三者割当増資に係る資金は充分であると判断しております。

h．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるSAMURAI社及びリーディング社より、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

SAMURAI社は、東京証券取引所市場JASDAQ(グロース)市場の上場会社であり、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、SAMURAI社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

リーディング社は、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、同社が、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、公表していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、リーディング社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

なお、当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員、主要株主、関連法人について、反社会的勢力の影響を受けているか否か、犯罪歴を有するか及び警察から何らかの捜査対象になっていないかについて、第三者の信用調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号：代表取締役・古野啓介)に調査を依頼いたしました。同社の調査結果によれば、いずれの者についても反社会的勢力との関係性を窺わせる明確な情報は確認されなかったとの報告を受けております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主と反社会勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式(本新株予約権の行使により交付される株式を含みます。)について該当事項はありません。
ただし、本新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認を必要とする譲渡制限を設けております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

a . 本新株式

本第三者割当増資による新株式1株当たりの払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年6月21日)の当社株式の終値224円より9.82%ディスカウントした202円といたしました。

取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由につきましては、当社グループの当期(平成31年1月期)の第1四半期報告書が開示された後である、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断したことから、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日を基準とすることが適当であると判断いたしました。

また、ディスカウント率につきましては、当社の経営方針及び本第三者割当増資にて調達する資金の使用用途について、割当予定先に説明を行い、協議・交渉を行った結果、当社グループが、以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが前期においてプラスに転じ、前期末において債務超過状態を解消したものの、前期以前から継続して営業損失を計上しており、前期においても営業損失29,906千円、経常損失26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失33,413千円を計上しており、いまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性及び財務体質の改善を迫られている状況から、割当先の意向により基準価格に対し9.82%ディスカウントした202円とすることといたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均216円に対して6.48%のディスカウント、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均221円に対して8.60%のディスカウント、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均202.69円に対して0.34%のディスカウントであります。

日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)では、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

本第三者割当増資は上記のとおり直前営業日の終値の価額に0.9を乗じた額以上の価額を採用したものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、本株式の価額は、特に有利な金額には当たらないと判断いたしました。

また、「6 大規模な第三者割当の必要性 (3)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、当社は経営者から一定程度独立した者として、当社社外監査役2名及び当社社外取締役1名で構成する第三者委員会を設置しましたが、同委員会からは、本株式の発行に係る同取締役会決議の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値224円より9.82%ディスカウントした202円を払込金額とすることは、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な発行には該当せず、適法かつ公正である旨の意見を得ております。

当社監査役3名からも、第三者委員会と同趣旨の意見を得ております。

b . 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定は、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎直岳)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、その特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、新株予約権発行要項に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、株式の流動性に起因する制約条件及び割当予定先の権利行使行動(株価が権利行使価額を上回る場合に割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに

権利行使及び売却を実施すること等を含みます。)、新株予約権行使による株式処分コスト等を前提条件として、基準となる当社株価224円(平成30年6月21日の終値)、ボラティリティ56%、予定配当額0円/株、無リスク利子率0.1%、試行回数50,000回をパラメーターとして適用して評価額の算定を実施し、本新株予約権1個につき198円との結果を得ております。

当社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(198円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値より9.82%ディスカウントした202円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

ディスカウント率につきましては、上記の割当予定先との協議・交渉により、割当先の意向により基準価格に対し9.82%ディスカウントした202円とすることといたしました。

また、本新株予約権の行使価格202円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均216円に対して6.48%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均221円に対して8.60%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均202.69円に対して0.34%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考慮しても、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考えております。

なお、「6 大規模な第三者割当の必要性 (3)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、当社は経営者から一定程度独立した者として、当社社外監査役2名及び当社社外取締役1名で構成する第三者委員会を設置しましたが、同委員会からは、株式会社赤坂国際会計は、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていることから同社に本新株予約権の価額算定を委託したことは相当であり、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

当社監査役3名からも、第三者委員会と同趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当予定先に発行される新株式数は2,227,000株(議決権数22,270個)でありますので、平成30年6月21日現在の当社発行済株式総数11,476,700株(総議決権数114,176個)に対して株式の希薄化率は19.40%(当社議決権数に対しては19.50%)となります。さらに新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式数5,197,000株(議決権51,970個)を合算した本第三者割当増資にて発行します株式の合計数量は7,424,000株(総議決権数74,240個)となりますので、株式の希薄化率は、第三者割当増資前の64.69%(当社議決権数に対しては65.02%)となります。

もっとも、上記の希薄化を勘案しても、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達の目的」に記載したとおり、本第三者割当増資の実施により資金を調達する事で、当社グループは(1)アパレル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、及び(3)新規事業の開拓が可能となり、ひいては当社の売上拡大と収益の回復及び今後の中長期的な事業拡大の実現によって、当社の企業価値を高め株式価値の向上に資するものと考えております。また、本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は、新株予約権が全て行使された場合7,424,000株になるのに対し、当社普通株式の過去1ヶ月間における1日当たり平均出来高は108,117株であり、一定の流動性を有していることから、本第三者割当増資による新株式の発行は、希薄化を生じるとはいえ、市場に過度の影響を与えるものではないと判断しました。

以上のことから、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の皆様の利益にも資し、かつ、本第三者割当増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、大規模な株式発行による希薄化というリスクを考慮し、慎重に検討いたしました。本資金調達の内容は、SAMIRAI社を割当先とする本新株式の発行株式数は2,227,000株、第3回新株予約権の行使による発行株式数は5,197,000株であり、SAMURAI社に割り当てる第3回新株予約権の行使による発行株式数は3,217,000株、リーディング社に割り当てる第3回新株予約権の行使による発行株式数は1,980,000株であり、本新株式及び第3回新株予約権による希薄化の合計は、平成30年1月31日現在の当社発行済株式総数11,476,700株に対し64.69%(同日現在の当社議決権総数114,176個に対しては65.02%)と25%以上となることから、今回の第三者割当に

よる本新株式及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合(%)
SAMURAI&J PARTNERS株 式会社	東京都港区虎ノ門一丁 目7番12号			5,444,000	28.89
DADU(HONG KONG) CO.,LIMITED DIRECTOR DENG MINGHUI (常任代理人 DADU (Tokyo)CO.,LIMITED Director DENG MINGHUI)	ROOMC,3/F.,CAMERON COMMERCIAL CENTRE,468 HENNESSY ROAD.HONGKONG (東京都文京区)	3,427,000	29.86	3,427,000	18.19
リーディング証券株式 会社	東京都中央区新川1 - 8 - 8 アクロス新川 ビル5階			1,980,000	10.51
KEEN COUNTRY LIMITED (常任代理人 董莉)	6/F SEA BIRD HOUSE 22-28 WYNDHAM STREET CENTRAL HK (千葉県市川市)	1,098,200	9.56	1,098,200	5.83
SATURDAY CO.,LTD (常任代理人 AZ MORE 国際法律事務所代表 野中 信孝)	NO2QING ' ANROAD, GUICHENG SUB- DISTRICT FOSHAN CITY GUANGDONG PROVINCE, CHINA (東京都千代田区)	1,010,100	8.80	1,010,100	5.36
COSMO LADY(CHINA) HD CO.,LTD (常任代理人 IPAX総 合法律事務所 マネー ジング・ディレク ター 圓山 卓)	RM3004 30F WEST TOWER SHUN TAK CENTRE 168- 200 CONNAUGH ROAD CENTRAL HK (東京都港区)	1,010,100	8.80	1,010,100	5.36
鈴木 誠次	東京都練馬区	167,300	1.45	167,300	0.89
福田 吉伸	福岡県糟屋郡	138,300	1.20	138,300	0.73
井手 雅一	福岡県宗像市	112,000	0.97	112,000	0.59
馮 海軍	東京都江東区	90,000	0.78	90,000	0.48
桃谷 一輝	岡山県岡山市	72,800	0.63	72,800	0.39
寺尾 翼	愛知県豊橋市	71,900	0.62	71,900	0.38
計		7,197,700	62.72	14,621,700	77.60

(注) 1. 平成30年1月31日時点の株主名簿を基に、平成30年6月21日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づいて記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年1月31日現在の総議決権数に、本株式に係る議決権の数22,270個及び本新株予約権の目的となる株式の議決権数74,240個を加えて算定しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 割当予定先以外の株主に係る割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成30年1月31日より所有株式数に変更がないとの前提で計算しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社グループは、以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが第34期（平成30年1月期）においてプラスに転じ、前期末において債務超過状態を解消しております。しかしながら、第23期（平成19年1月期）から12期継続して営業損失を計上しており、第34期においても営業損失29,906千円、当第1四半期においても、営業損失89,265千円を計上しております。これらの状況によりいまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

また、当第1四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失が93,301千円となったため、当第1四半期末における純資産は、前連結会計年度末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となりました。今後もこの状況が続く債務超過の状態になりますと株式会社東京証券取引所における上場廃止にかかる猶予期間入り銘柄に再び入る可能性があります。

このような状況を解消するために当社グループは、(1)アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓を進めております。

これらの中には資金の需要を伴わない施策もありますが、資金がないと施策の推進が望めないものもあります。

アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進

アパレル事業のうち、卸売事業、ライセンス事業につきましては、企画提案方法の見直し、コスト削減などの方法による改善を検討しており、インナーウェア事業につきましては、前回の資金調達で得た資金を商品ラインナップの充実に充当し、店舗の出店などを通じて卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進に努めてまいります。しかしながら、国内の市場、BtoCの市場では総じて厳しい経営環境が続いていることから、経営戦略として販売先を市場規模が大きい中国国内の企業に集中させ、まとまったロットでの受注が期待できるユニフォーム事業について、特に事業の拡大を図っていきたいと考えております。現在中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャラクターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進しております。自社ブランドの確立は価格面において競業他者との差別化を図ることができるものの、新たな人材の採用、人材育成に係る費用、受注が確定した際の仕入れにかかる資金、設備投資等を視野に入れた体制の整備に係る費用が必要となります。

不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化

不動産関連サービス事業では、中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。具体的には、今後インバウンド需要が期待できるホテルや、在日中国人等の利用の拡大が見込まれるワンルームマンション等を中心に物件を探しております。ビジネスモデルとしては、不動産仲介事業もありますが、当社で一度仕入れた物件を不動産購入希望者に売却する事によって売買収益を得る、不動産売買事業が中心となります。当第1四半期におきましては、第34期に不動産の売買により獲得した利益はアパレル事業の運転資金に充填したことから、比較的に利益を確保できる売買業務に精力的に取り組みながらも実績につなぐことはできませんでした。そして、現状は東京オリンピックと訪日外国人の増加によりホテル案件の需要が高く、当社は複数の案件を抱えてはいるものの具体的な物件の購入となるとまとまった資金が必要となります。また、当社としては今後不動産関連サービス事業強化の一環として、単純な不動産売買業務のみではなく、購入した不動産にリノベーションなど付加価値を施してから売却する業務にも積極的に取り組みたいと考えております。

(3) 新規事業の開拓

当社グループは既存事業に加えて、安定的な収益の柱の構築を目的に積極的に新規事業の開拓を進めるなかで、当第1四半期より日用雑貨品等の輸出業務を当第1四半期より開始しており、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務の開始に向けた準備を進めております。これらの事業は7月30日に本格的に稼働する予定であります。そのため、各事業における仕入れ資金が必要となります。

当社グループとして、早急に債務超過の状況になる恐れを解消し、上記施策を実行していくことにより収益が改善することは、企業価値の向上につながるため、これらの施策の実現は今後の当社グループの将来の収益の向上を考える上で重要な事柄となりますが、これらの施策を行うための十分な資金は手許になく当社の早急な対応が迫られております。したがって、今回本施策の取組みを実行する資金を獲得するため、大規模な第三者割当を決定いたしました。

当社は、調達される資金を上記の施策資金に充当して、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、本資金調達は既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本株式及び本新株予約権による株式の総株式発行数は7,424,000株（議決権数74,240個）であり、平成30年1月31日現在の当社の発行済株式総数株11,476,700株（議決権数11,476個）に対して、64.69%の割合（議決権数における割合で65.02%）で希薄化が生じることとなります。

このような希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。そのことから、当社取締役会は慎重に本新株式発行及び新株予約権の発行について慎重に審議を重ねてまいりました。

しかしながら、当社といたしましては、本株式の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金により、再び債務超過の状況になることによる株主価値毀損のリスクを回避することで株価下落の影響を最小限に抑えていきます。

また、本株式の発行により、不動産関連サービス事業の不動産売買による収益改善がみこまれること、本新株予約権の行使が進むことにより、今期の事業計画を実現させるため、当該行使により調達した資金を当てることで、主たる事業であるアパレル事業の再建が図れること、現在成長過程である不動産関連サービス事業の収益拡大が図れること、将来の安定的な事業となる可能性がある貿易事業の売上拡大化を図り、収益を回復させることが中長期的には、既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本株式の発行及び本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本株式の発行及び本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

以上のことから、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の皆様利益にも資し、かつ、本第三者割当増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本株式及び本新株予約権の発行は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを行っております。具体的には、当社は経営者から一定程度独立した者として、当社社外監査役2名（丹羽一彦、浅井繁一）及び当社社外取締役1名（下村昇治）の3名で構成する第三者委員会（以下、「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当による、本株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めました。当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、調達の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の用途及び支出予定時期、割当先の選定理由、株式希薄化の規模、今後の業績への影響の見通し並びにその他必要と思われる事項と、本委員会からの質問事項に対して可能な限り詳細に説明を行い、本委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当社は本委員会から、本第三者割当増資の必要性及び相当性については、次に掲げる理由により、一定の必要性及び相当性が認められるとの意見書を平成30年6月22日付で入手しております。

その概要は以下のとおりであります。

(意見書の概要)

1 本増資の必要性

貴社は平成29年1月期（第33期）に99百万円の債務超過の状態となりかつ4期連続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上していたが、前期（平成30年1月期・第34期）において営業キャッシュ・フローのマイナスがプラスに転じ、前期末において債務超過を解消した。しかしながら前期以前から継続して営業損失を計上しており、前期においても営業損失29,906千円、当第1四半期においても営業損失89,266千円を計上している。これらによりいまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善が必要不可欠である。また、当第1四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失が93,301千円となったため、当第1四半期末における純資産は、前期末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となった。今後もこの状況が続く債務超過の状態になると東京証券取引所における上場廃止にかかる猶予期間入り銘柄に再び入る可能性がある。

このような状況を解消するため貴社は(1)アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓を進めているが、資金がないと施策が望めないものがあるとのことで、貴社は第三者割当による株式の発行及び第三者割当による新株予約権の発行をするものである。

この目的のため、本増資では、SAMURAI 社に対して449,854,000円相当の貴社普通株式2,227,000株と、SAMURAI 社とリーディング社に対して10,290,060円相当の貴社新株予約権51,970個(SAMURAI社に32,170個、リーディング社に19,800個を割り当て、新株予約権の行使による調達額は1,049,794,000円)を第三者割当して、当面460,144,060円の資金を調達するものである。

したがって、本増資による資金調達の必要性・合理性は認められる。

2 本増資の相当性

(1) 手段選択及び割当先選定の相当性

貴社は前期以前から継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、その解消のためには早急に資金を増強することが必要である。また負債の減少と収益性向上のためには資金調達を要するところ、貴社の財務状況及び事業環境からすれば、金融機関からの融資、社債発行又は公募増資による資金調達を行うことは極めて困難である。割当先との交渉により、貴社は第三者割当による株式の発行及び第三者割当による新株予約権の発行を選択することになったが、貴社の状況に照らすとこの判断には相当性が認められる。

また、割当先の選定に関してSAMURAI 社は東京証券取引所市場JASDAQ(グロース)市場の上場会社であり、リーディング社は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であるため、割当先としての非合理性は認められない。

(2) 割当先の保有方針と経営の独立性維持

貴社は、割当先であるSAMURAI 社及びリーディング社は貴社の経営環境、経営方針及び本増資の目的等を理解しているとのことで、貴社普通株式の保有方針について、増資を引き受けるのは純投資目的であり、経営には関与しないとのことであるため、貴社の株価動向に応じて適宜売却する方針である旨の説明を受けている。このため、貴社の経営の独立性は維持されるため、両社とも本増資の割当先としては妥当である。

(3) 発行価額の相当性

本増資の払込金額は、本増資に係る取締役会決議の直前取引日(平成30年6月21日)東京証券取引所JASDAQ市場における貴社株式終値224円に、9.82%ディスカウントした202円に決定されたものである。

そして、この払込金額は、この本増資に係る取締役会決議の直前取引日までの直前の1ヶ月間の終値の平均値216円に対し6.48%のディスカウント、直前取引日までの3ヶ月間の終値の平均値221円に対し8.60%のディスカウント、直前取引日までの6ヶ月間の終値の平均値202.69円に対し0.34%のディスカウントとなっている。

したがって、このようにして決定される発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しており、有利な発行には該当せず、適法かつ公正なものと認められる。

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得している。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション行使期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、モンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用している。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、新株予約権発行要項に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、株式の流動性に起因する制約条件及び割当予定先の権利行使行動、新株予約権行使による株式処分コスト等を前提条件として、基準となる貴社株価224円(平成30年6月21日の終値)、ボラティリティ56%、予定配当率0円/株、無リスク利子率0.1%、試行回数50,000回をパラメーターとして適用して評価額の算定を実施し、本新株予約権1個につき198円との結果を得ている。

貴社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(198円)と同額とすることを決定した。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を9.82%ディスカウントした202円とした。行使価額の決定に際し、取締役会決議

日の直前営業日の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を基準値として算定したのは、貴社は、直前営業日の株価終値が貴社の企業価値を反映しているものと判断したことによる。

ディスカウント率については、上記の割当予定先との協議・交渉により、割当先の意向により基準価格に対し9.82%とすることとした。

また、本新株予約権の行使価額202円は本増資に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均216円に対して6.48%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均221円に対して8.60%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均202.69円に対して0.34%のディスカウントとなっている。

本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考えると、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考ええる。

なお、株式会社赤坂国際会計は、貴社と取引関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当先からも独立した立場で評価を行っていることから同社に本新株予約権の価額算定を委託したことは相当であると考ええる。また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法であると判断した。

(4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当先に発行される新株式数は2,227,000株(議決権数22,270個)でありますので、平成30年6月21日現在の貴社発行済株式総数11,476,700株(議決権数114,176個)に対して株式の希薄化率は19.405%(貴社議決権数に対しては19.50%)となる。さらに新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式数5,197,000株(議決権数51,970個)を合算した本第三者割当増資にて発行する株式の合計数量は7,424,000株(総議決権数74,240個)となるので、株式の希薄化率は、第三者割当増資前の64.688%(貴社議決権数に対しては65.02%)となる。

このような株式の希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性がある。そのことから、貴社は慎重に本新株式発行及び新株予約権の発行について慎重に協議を重ねてきた。

しかしながら、貴社としては、本新株予約権の行使が進むことにより、当該行使により調達した資金により主たる事業であるアパレル事業の再建、成長過程である不動産事業の収益拡大、将来の安定的な事業となる可能性がある貿易事業の売上拡大を図ることにより、株価下落の影響を最小限に抑えるとともに、上場廃止等による株主価値毀損のリスクを回避することが中長期的には、既存株主も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断した。

もっとも、上記の希薄化を勘案しても、本増資の実施により資金を調達する事で、貴社の売上拡大と収益の回復及び今後の中長期的な事業拡大の実現によって、貴社の企業価値を高め株式価値の向上に資するものと考ええる。また、本増資により発行する貴社普通株式の数は、新株予約権が全て行使された場合7,424,000株になるのに対し、貴社普通株式の過去1ヶ月間における1日当たり平均出来高は108,117株であり、一定の流動性を有していることから、本第三者割当増資による新株式の発行は、希薄化を生じるとはいえ、市場に適度の影響を与えるものではないと判断する。

以上のことから、本増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の利益にも資し、かつ、本増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考ええる。

3 結論

以上に検討してきたとおり、当委員会は、平成30年6月22日開催の取締役会において決議される予定の本増資について、その必要性及び相当性があるものと認める。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第34期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月22日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成30年6月22日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月22日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しており、その報告内容は下記のとおりであります。

(平成30年6月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年6月14日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成31年1月期第1四半期連結累計期間において、営業外損失に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成31年1月期第1四半期連結累計期間(自平成30年2月1日至平成30年4月30日)の損益計算書において為替差損約2,364千円を営業外損失に計上することとなりました。

(平成30年5月8日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年4月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年4月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、定款第2条の事業目的の追加を行うと同時に、組織の活性化と効率化を図るため、定款第3条(本店所在地)を変更するものであります。また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として鄧明輝、半田紗弥、下村昇治を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として瀬沼敏彦を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として辻本英一を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	68,132	142		(注)1	可決 98.91
第2号議案 取締役3名選任の件					
鄧 明輝	68,084	196		(注)2	可決 98.84
半田 紗弥	68,105	175			可決 98.87
下村 昇治	68,105	175			可決 98.87
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
瀬沼 敏彦	68,109	171			可決 98.88
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
辻本 英一	68,115	165			可決 98.88

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写し を組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日	平成30年4月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第1四半期)	自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日	平成30年6月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年4月26日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失29,906千円、経常損失26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失33,413千円を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認

められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成30年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）が平成30年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成30年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失9,972千円、経常損失6,528千円、当期純損失13,134千円を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 6月13日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結累計期間においても営業損失89,265千円を計上するとともに、経常損失92,433千円、親会社株主に帰属する四半期純損失93,301千円を計上している。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。